

第 5 章 税 制

1 令和2年度県税率一覧表

(令和3年4月1日現在)

科目	種目	課税標準	税率			摘要
			H26.9.30 以前※1	H26.10.1 ～R1.9.30	R1.10.1 以後※2	
法人 県民税	① 法人税割	法人税額	5.8%	4.0%	1.8%	※3
	② 均等割	公共法人及び公益法人等、資本金等の額が1,000万円以下の法人	22,000円 (2,000円)			税率の下段() 書きは森林環境 税。平成18年4 月1日から令和8 年3月31日まで に開始する事業 年度分に森林環 境税として10%が 加算される。
		資本金等の額が1,000万円超1億 円以下の法人	55,000円 (5,000円)			
		資本金等の額が1億円超10億円 以下の法人	143,000円 (13,000円)			
		資本金等の額が10億円超50億 円以下の法人	594,000円 (54,000円)			
	資本金等の額が50億円超の法人	880,000円 (80,000円)				
個人 県民税	① 所得割		4%			
	② 均等割		2,500円			うち森林環境税1,000円
県民税 利子割		支払を受けるべき利子等の額	5%			
県民税 配当割		支払を受けるべき配当等の額	5%			
県民税株 式等譲渡 所得割		支払いを受ける源泉徴収選択口 座内の株式等の譲渡益	5%			

科目：法人事業税

区分	法人の種類	所得等の区分	税率						
			H26.9.30 以前※4	H26.10.1 から H27.9.31	H27.4.1 から H28.3.31	H28.4.1 から R1.9.30	R1.10.1 から R2.9.31	R2.4.1 以後	
所得・清算所得 を課税標準とするもの	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	所得 割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	3.5%		
			年400万円を超え800万 円以下の所得	4%	5.1%	5.3%			
			年800万円を超える所得 及び清算所得 ※6	5.3%	6.7%	7.0%			
		特別法人 協同組合 信用組合 医療法人等	所得 割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	3.5%	
				年400万円を超える所得 及び清算所得 ※6	3.6%	4.6%	4.9%		
				所得及び清算所得 ※6					
	資本金の額又は 出資金の額が1億 円を超える普通法 人(外形標準課税 法人)	所得 割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
			年400万円を超え800万 円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
			年800万円を超える所得 及び清算所得 ※6	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
		付加価値制	付加価値額 (報酬給与額+純支払利 子+純支払賃借料+単 年度損益)	0.48%	0.72%	1.2%			
		資本割	資本金等の額	0.2%	0.3%	0.5%			
		収入金額を課税 標準とするもの	電気供給業(発電事 業・小売電気事業を 除く)・ガス供給業 ・保険業、貿易保険業 を行う法人	収入割	収入金額	0.7%	0.9%	1.0%	
収入金額等を課 税標準とするもの	電気供給業のうち発 電事業又は小売電気 事業を行い、資本金 の額又は出資金の額 が1億円以下の法人		収入割	収入金額	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%	
	所得割	所得金額	1.85%						
	電気供給業のうち発 電事業又は小売電気 事業を行い、資本金 の額又は出資金の額 が1億円超の法人 (外形標準課税法 人)	収入割	収入金額	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%		
	付加価値制	付加価値額	0.37%						
	資本割	資本金等の額	0.15%						

科目：地方法人特別税・特別法人事業税 ※7※8

法人の種類	課税標準	税率				
		H26.9.30 以前※4	H26.10.1 から H27.3.31	H27.4.1 から H28.3.31	R1.10.1 から R2.3.31	R2.4.1 以後
外形標準課税法人	普通法人	81%	43.2%	43.2%	43.2%	37.0%
以外の法人	特別法人					34.5%
外形標準課税法人		148%	67.4%	93.5%	414.2%	280.0%
収入金額を課税標準とする法人	法人事業税収入割額	81%	43.2%	43.2%	43.2%	30.0%
						40.0%

※1 平成26年9月30日以前に開始する各事業年度分について適用されます。
 ※2 令和元年10月1日以後に開始し、令和4年1月31日までに終了する各事業年度分について適用されます。
 ※3 資本金が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,000万円以下の場合
 H26.9.30以前：5%、H26.10.1～R1.9.30：3.2%、R1.10.1以降：1%
 ※4 平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度分について適用されます。
 ※5 軽減税率不適用法人は、資本金又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人が該当する。
 ※6 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となる。
 ※7 地方法人特別税とは、法人事業税に併せて申告納付する国税です。
 ※8 地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度を以て廃止され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法
 人事業税が創設されました。

科目	種目	課税標準	税率	摘要
個人事業税	① 第一種事業	課税所得	5%	
	② 第二種事業	〃	4%	
	③ 第三種事業 ア 下記に掲げるものを除く イ あん摩、はり、きゅう、柔道整復師、装蹄師業	〃	5%	
		〃	3%	
地方消費税	① 譲渡割 令和元年10月1日から	消費税額(国税 税率6.3%)	17/63	消費税率換算1.7%相当
		消費税額(国税 税率7.8%)	22/78	消費税率換算2.2%相当
	② 貨物割 令和元年10月1日から	消費税額(国税 税率6.3%)	17/63	消費税率換算1.7%相当
		消費税額(国税 税率7.8%)	22/78	消費税率換算2.2%相当
不動産取得税	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	住宅以外の家屋	3.5%	免税点 土地 10万円 家屋の建築 23万円 その他 12万円
		土地及び住宅	3%	
	平成20年4月1日から 令和6年3月31日まで	住宅以外の家屋	4%	
		土地及び住宅	3%	
県たばこ税		売渡し等に係る製造たばこの本数	千本につき 930 (R2.10.1から1,000円) (R3.10.1から1,070円)	旧三級品は、 千本につき656円 (R1.10.1から930円) (R2.10.1から1,000円)
ゴルフ場利用税		1人1日について	1級 1,200円 2級 1,100円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 700円 7級 650円 8級 550円 9級 500円 10級 400円 11級 350円	
自動車税 (自動車税種別割) ※1	① 乗 用 車 営 業 用	総排気量1ℓ以下のもの	7,500円	
		総排気量1ℓを超え1.5ℓ以下のもの (0.491ℓ×2ロータリー車を含む)	8,500円	
		総排気量1.5ℓを超え2ℓ以下のもの (0.573ℓ～0.655ℓ×2ロータリー車を含む)	9,500円	
		総排気量2ℓを超え2.5ℓ以下のもの	13,800円	
		総排気量2.5ℓを超え3ℓ以下のもの	15,700円	
		総排気量3ℓを超え3.5ℓ以下のもの	17,900円	
		総排気量3.5ℓを超え4ℓ以下のもの	20,500円	
		総排気量4ℓを超え4.5ℓ以下のもの	23,600円	
		総排気量4.5ℓを超え6ℓ以下のもの	27,200円	
		総排気量6ℓを超えるもの 電気自動車	40,700円 7,500円	

※1「自動車税」は税制改正により令和元年10月1日以降「自動車税種別割」に名称が改められ、一部税額変更。

科目	種目		課税標準	税率	摘要	
自動車税 (自動車税種別割) ※1	① 乗 用 車	自 家 用	総排気量1ℓ以下のもの	29,500円	※1 25,000円	
			総排気量1ℓを超え1.5ℓ以下のもの (0.491ℓ×2ロータリー車を含む)	34,500円	※1 30,500円	
			総排気量1.5ℓを超え2ℓ以下のもの (0.573ℓ～0.655ℓ×2ロータリー車を含む)	39,500円	※1 36,000円	
			総排気量2ℓを超え2.5ℓ以下のもの	45,000円	※1 43,500円	
			総排気量2.5ℓを超え3ℓ以下のもの	51,000円	※1 50,000円	
			総排気量3ℓを超え3.5ℓ以下のもの	58,000円	※1 57,000円	
			総排気量3.5ℓを超え4ℓ以下のもの	66,500円	※1 65,500円	
			総排気量4ℓを超え4.5ℓ以下のもの	76,500円	※1 75,500円	
			総排気量4.5ℓを超え6ℓ以下のもの	88,000円	※1 87,000円	
			総排気量6ℓを超えるもの	111,000円	※1 110,000円	
	電気自動車	29,500円	※1 25,000円			
	② ト ク ラ	ラ	営 業 用	最大積載量1t以下のもの	6,500円	
				最大積載量1tを超え2t以下のもの	9,000円	
				最大積載量2tを超え3t以下のもの	12,000円	
				最大積載量3tを超え4t以下のもの	15,000円	
				最大積載量4tを超え5t以下のもの	18,500円	
				最大積載量5tを超え6t以下のもの	22,000円	
				最大積載量6tを超え7t以下のもの	25,500円	
				最大積載量7tを超え8t以下のもの	29,500円	
		最大積載量8tを超える1tまでごとに	加算4,700円			
ツ ク ラ		自 家 用		最大積載量1t以下のもの	8,000円	
	最大積載量1tを超え2t以下のもの			11,500円		
ツ ク	けん 引 車	営 業 用	小型自動車に属するもの	7,500円		
			普通自動車に属するもの	15,100円		
	自 家 用	小型自動車に属するもの	10,200円			
		普通自動車に属するもの	20,600円			
	被 けん 引 車	営 業 用	小型自動車に属するもの	3,900円		
			普通自動車に属する最大積載量8t以下のもの	7,500円		
		自 家 用	普通自動車に属する最大積載量8tを超える部分1tまでごとに	加算3,800円		
			小型自動車に属するもの	5,300円		
	普通自動車に属する最大積載量8t以下のもの	10,200円				
	普通自動車に属する最大積載量8tを超える部分1tまでごとに	加算5,100円				

※1「自動車税」は税制改正により令和元年10月1日以降「自動車税種別割」に名称が改められ、一部税額変更。

科目	種目		課税標準	税率	摘要	
自動車税 (自動車税種別割) ※1	② トラック	最大乗車定員が四人以上であるものの加算額	営業用 総排気量1ℓ以下のもの	3,700円	特種用途自動車については、当該自動車の構造区分等によりそれぞれ該当する自動車について定められた額	
			総排気量1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	4,700円		
			総排気量1.5ℓを超えるもの	6,300円		
		自家用	総排気量1ℓ以下のもの	5,200円		
			総排気量1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	6,300円		
			総排気量1.5ℓを超えるもの	8,000円		
	③ バス	営業用	一般乗合用	乗車定員が30人以下のもの		12,000円
				乗車定員が30人を超え40人以下のもの		14,500円
				乗車定員が40人を超え50人以下のもの		17,500円
				乗車定員が50人を超え60人以下のもの		20,000円
				乗車定員が60人を超え70人以下のもの		22,500円
				乗車定員が70人を超え80人以下のもの		25,500円
		その他	乗車定員が80人を超えるもの	29,000円		
乗車定員が30人以下のもの			26,500円			
乗車定員が30人を超え40人以下のもの			32,000円			
乗車定員が40人を超え50人以下のもの			38,000円			
自家用	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	44,000円				
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	50,500円				
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	57,000円				
	乗車定員が80人を超えるもの	64,000円				
④ 三輪の小型自動車	営業用	小型自動車	4,500円			
	自家用	小型自動車	6,000円			
自動車取得税 ※2			自動車の取得価額	3% 但し、営業用の自動車及び軽自動車については、2%	免税点 15万円 但し H2.4.1～令和元.9.30までは50万円	
自動車税環境性能割 ※2			自動車の取得価額	燃費性能等に応じて非課税、1%、2%、3%のいずれか 但し、営業用の自動車及び軽自動車については非課税、0.5%、1%、2%のいずれか	免税点 50万円	

※1「自動車税」は税制改正により令和元年10月1日以降「自動車税種別割」に名称が改められ、一部税額変更。

※2「自動車取得税」は令和元年10月1日に廃止され、代わって「自動車税環境性能割」が創設された。

科 目	種 目	課 税 標 準	税 率	摘 要
鉱区税	① 砂鉱を目的としな い鉱業権の鉱区	試掘鉱区 面積 100アールごとに 採掘鉱区 面積 100アールごとに	200円 400円	
	② 砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区	面積 100アールごとに 河床については延長1,000メートルごと	200円 600円	
軽油 引取税		軽油の容量1キロリットルにつき	◎本則税率 15,000円 但し、当分の 間は 32,100円	
狩猟税	① 第一種銃猟免許を受けるもの		16,500円	
	② 上記のもので県民税所得割の納付を要しないもの		11,000円	
	③ 網猟、わな免許を受けるもの		8,200円	
	④ 上記のもので県民税所得割額の納付を要しないもの		5,500円	
	⑤ 第二種銃猟免許を受けるもの		5,500円	
産 業 廃棄物税	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入重量 (課税の特例) ・自社最終処分については当該重量の2分の1 ・排出事業者の年間の搬入量が1万トンを超える場合は、 1万トンを超える重量の50/100(1万トン以下は100/100)		1トンにつき 1,000円	・事前に知事の 承認が必要

2 令和2年度税外収入の料率

区 分	料 率	摘 要
延 滞 金	年利 7.3% (平成30年1月1日から令和2 年12月31日までは2.6%) (令和3年1月1日から令和3年 12月31日までは、2.5%)	納期限の翌日から1月を経過するまでの期間 平成26年1月1日から令和2年12月31日まで は、特例基準割合(各年の前年の12月15日まで に財務大臣が告示する割合に年1%を加算した 割合)が年7.3%に満たない場合は、特例基準 割合に年1%を加算した割合。 令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合 (各年の前年の11月30日までに財務大臣が告 示する割合に年1%を加算した割合)が、年 7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合 に年1%を加算した割合
	年利 14.6% (平成30年1月1日から令和2 年12月31日までは8.9%) (令和3年1月1日から令和3年 12月31日までは、8.8%)	納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 平成26年1月1日から令和2年12月31日まで は、特例基準割合(各年の前年の12月15日まで に財務大臣が告示する割合に年1%を加算した 割合)が年7.3%に満たない場合は、特例基準 割合に年7.3%を加算した割合。 令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合 (各年の前年の11月30日までに財務大臣が告 示する割合に年1%を加算した割合)が、年 7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合 に年7.3%を加算した割合
過少申告加算金	増額した税額の 100分の10	法人事業税 軽油引取税等 増差税額が期限内申告額と50万円とのいずれか 多い額を超えるとき 5/100加算
不申告加算金	納付すべき税額の100分の15 (100分の5)	法人事業税 軽油引取税等 納める税額が50万円を超えるとき 5/100加算
重 加 算 金	過少申告に伴う場合 100分の35 不申告に伴う場合 100分の40	
納 税 証 明 書 の 交 付 手 数 料	証明書1枚ごと 400円 (300円)	1税目を1枚とみなす。 福島県税条例による証明 (福島県手数料条例による証明)